

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信



「自由と人権」HP

liberty&human rights NEWS

NO.44 (2024.7.12)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① リフト・アルアライール「わたしが死ななければならないのなら」 P1
- ② ふたりの詩人 P2~3
- ③ 一公金を使った「買収」疑惑—公職選挙法 第221条1項違反 P3~4
- ④ 【本の紹介】山本義隆『核燃料サイクルという迷宮』 P5~6
- ⑤ 【サンホセの会】これは第2の「チラシ配置拒否事件」である P6~7
- ⑥ 続・逮捕されるべきは誰か P7~8

自由
お持ちください



わたしが死ななければならないのなら

リフト・アルアライール

わたしが 死ななければならないのなら

あなたは、生きなくてはならない

わたしの物語を語り

わたしの持ちものを売り

ひと切れの布と

糸をすこし買って、

(つくってほしい 白く尾の長いものを)

ガザのどこかで ひとりのこどもが

天をみつめかえす

炎のなかに 消えていった父を待ち—

だれにも別れを告げなかった

じぶんの肉体にも

じぶん自身にも—

こどもはみる、あなたがつくったわたしの風が、

空を泳ぐのを

そこに 天使が 一瞬 いる

こどもは思う 愛されている、と

もし、わたしが死ななければならないのなら

希望となれ

尾の長い 物語となれ

(松下新土+増淵愛子訳)

ふたりの詩人

北丸雄二さんのコラムを読んでもらえれば何も付け加えることはありません。

ガザに生きるふたりの詩人。ひとりの詩人がイスラエルにとって「有害」と判断され、殺された。その志を受け継ぐ「詩人」が、絶望の中から立ち上がり、シオニストから「動物」と名指されたことを引き受け、歩み出す。

ジェノサイドを続けるイスラエルに対する闘いが消滅することはない。

本音のコラム



SNSで流れてきたガザの写真。地中海に面した都市部。破壊されたコンクリートの建物が灰色の骸骨たちのように遍在する。本来ならば風光明媚のこの海岸線を、米国のシオニスト観光業者らが狙っている。そのためだけではないにしても、ガザの80%が破壊され、人は家を追われ、瓦礫の下の遺体を含めれば恐らく5万人が死に、その半数を子どもが占める▼ネタニヤフ政権が「人の顔をした獣」と呼ぶ民。そのパレスチナの詩人たちを現代詩手帖5月号が特集している。昨年12月にイスラエルの爆撃で亡くなった際に、師岡カリーマさんがこの欄で紹介し

「人獣」と呼ばれた人たちの詩

北丸雄二
たリファト・アルアライルの詩も掲載された。「わたしが死ななければならぬのなら／あなたは、生きなくてはならぬ」の詩。ガザの扉に託して自らの死を「白く尾の長い物語」として語り継いでと願う詩。もし、わたしが死ななければならぬのなら／希望となれ／尾の長い 物語となれ▼みんな死を予感している。「わたしはじぶん自身を『生きる』ことから救い出したかった」と希死した別の詩人はしかし、リファトの死に生き返る。「あなたは殺されてはいませんが、リファト／(中略)よく聴いて。この人間 動物は生き、あなたを永遠に生かす」

2024.6.21

人間・動物の日記

アリア・カッサーフ

人間動物でいるのは過酷。皮肉をいおうとしているわけじゃない。わたしたちは、たしかにそう扱われているから。

動物の権利のアクティビストは、汚染から、亀を全力で助けようとする。人権のアクティビストは、不正義から、人びとを懸命に助けようとする。

ガザに生まれること。それがどこに属するのか、わたしには見当もつかない。

十月七日、空爆がはじまって、わたしはパレスチナのために死ぬかと思った。

わたしたちの家が、この体のうえに崩れ、殉教者として死ねばわたしの罪も消えるのだから。わたしはじぶん自身を、『生きる』ことから救いだしたかった。自死したかった。

薬物療法と対話療法にはあまり効果がなかった。生への希求は、心の内から生まれてこなくてはならない。わたしは心の奥へと潜り、生から離れるよりも——生の意味を見つけようとした。

でも、リファトが殺されて、その感じ方は変わった。二〇二三年の十二月七日。リファト先生はわたしの道導であり、もうひとりのおとうさんだった。

どうして、彼の最期の言葉を裏切ることができず？

『あなたは、生きなければならぬ』

空爆の間、わたしはじぶんの無力さをつぶやき、けっきょく言葉は重要なのか疑問をもった。わたしの知る唯一の武器は、無価値だと感じた。

身体の一部を失ったようだった。

でも、リファトの言葉は、わたしの心に根づいていた。

彼からのメッセージはこうだった。

『あなたの連絡先を、わたしの知っているジャーナリストに送ります。パレスチナについて書きなさい。このファイルにガイドラインがあります』

彼は、わたしがジャーナリストより、物語の書き手であることよく知っていた。

それでも彼はわたしに、安全な場所から、もう一歩踏み出すようにつながした。もういちどわたしが、じぶんの声を信じるために。

わたしは、じぶんの書いた記事を見て見ることができなかった。彼に返信することさえ。わたしにできたのは、「がんばります」と伝えることだけだった。

その直後、彼は殺された。

衝撃はうけなかった。

わたしは彼が、わたしたちから離れることになると知っていた。わたしは、知っていた。イスラエルは、わたしたちから、宝物のように大切なものを盗むと。

それなのに、この人間・動物は、はげしく泣いた。

わたしは、パレスチナについて書くこととした。それは彼との約束だったから。でもわたしのリンクは震えて、ゆがんでしまう。彼がわたしの言葉を盗むことは、もう二度とない。

人間・動物として、ひどい孤独を感じた。

ガザが幽霊の街になってしまっただけで、ごめんさい。あなたはきつと、こんなガザを見たくなかった。もしかしたら、あなたの死は、この痛みからあなたを救ったのかもしれない。それでもまだ、この人間・動物は、あなたに会いたい。

わたしはあなたをいたるところに見る。

瓦礫のなかに。

あなたはその最期の息を、拷問のような苦しみのなかですいこんだのだろうか、と想像する。

おとうさんのヘーゼルいろの眼に、あなたを見る。

あなたがわたしのおとうさんに会って、わたしのことを問題児でしてねと、ふざけて話していた日のことを思い出す。

弟たちに、あなたの姿を見る。

あなたはご先祖がすぎだった。あなたの、六人のこともたち。

頭の記憶の抽斗から、あなたのちいさなアマルとリナの物語を探す。

あなたは、オマルのことを誇りに思っていました。

わたしのことも、誇りに思っていましたか？

わたしの出会った、すべてのおばあさんのしわの合間に、あなたが見えます。

彼女たちが物語るときの、すばらしい力を、あなたは愛していました。

あなたは、若者を愛していました。

あなたは、母を愛していました。

あなたは、ピツアを愛していました。

あなたは、言葉を愛していました。

けれども、何よりも、あなたはパレスチナを愛していました。

あなたはいまだどこにいますか？

わたしたちはまたあなたの声を聞けますか？

アルバール・カミュかいった。へ生の理由と称されるものは、同時に、みごとな死の理由でもある」と。

あなたは去った。あなたの遺した静寂は、わたしを回復させ、おなじだけ痛む。

けれどもわたしは学んだ。あなたの死をどう見るかが、わたしのうつを癒す、たったひとつの方法だと。

毎日、あなたを感じる。心のなかで。

あなたは日に日に、おおきく、育ってゆく。

あなたの言葉が、わたしのなかで、反響する。

あなたは殺されてはいません、リファト。

あなたは、わたしのする身振りのすべてに宿り、生きつつける。

よく聞いて。

この人間・動物は生き、あなたを永遠に生かす。

(松下新土+片山由紀訳)

リファト・アルアライール Refaat Alareer

1979 年生まれ。詩人・作家・活動家。ガザ・イスラーム大学で世界文学と文芸創作を教えた。ガザを代表する詩人のひとりであり、若い作家たちの精神的支柱だった。We are not numbers(わたしたちは数ではない)の共同設立者。ガザのつぎの世代のための公共圏をつくることに尽力した。パレスチナの土地で、世代をこえて受け継がれる物語の可能性を一言じた。2023 年 12 月 6 日、イスラエル軍の爆撃の標的となり、殺害された。

アリア・カッサブ Alia Kassab

2001 年生まれ。作家、翻訳家。ガザ・イスラーム大学で文学と英語を学ぶ。女性としての痛みや、生と死を深く眼差す作品を書く。リファト・アルアライールの後継者のひとり。現在も、虐殺下のガザで執筆を続ける。「11 才のときに、“書くこと” がわたしをみつけてくれました」。

※いずれの詩も作者紹介文も『現代詩手帖 5 月号』(思潮社)より転載しました。



— 公金を使った「買収」疑惑 — 公職選挙法 第 221 条 1 項違反

「通信」前号では、地方自治体の首長が小池「都知事候補」を出馬要請し推薦することが「公職選挙法第 136 条の 2 違反 ((公務員等の地位利用による選挙運動の禁止))」にあたる疑いがあることを指摘しましたが、今度は都知事選の告示日 9 月 20 日の翌日の 21 日、都内の世帯 (住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に限る) に届いた、「物価高騰対策」と称する東京都からのプレゼントについてです。

公職選挙法違反

配布対象は上記の如くいわゆる「低所得者世帯」ということになります。「逆累進課税」ともいうべき消費税や物価高は低所得者は低所得者ほど経済的な負担が大きい。そのため現政治勢力に対して批判的になりがち。だから公的な補助を「施す」ことによって少しでもその不満をやわらげ、もって集票に結び付けたいという魂胆がミエミエです。しかも都知事選告示日翌日に届くタイミングの良さ！

封筒のどこにも「都知事には小池百合子候補に清き一票を！」などとは書いてありませんが、そのように受け止めてしまうのが自然です。あまりにもエゲツナイ。これが小池百合子氏の差し金でなくて何でありましょう。

都の職員がこんなことを、しかもこのタイミングで発想するなどということはあり得ません。唯一そんなことを企む職員（公務員）がいるとすれば、小池百合子都知事当人、またはその取り巻きしかいません。

数か月間からこのワルだくみを練っていたのでしょう。告示日後、なるべく早いタイミングで都民のもとに届くようにと。出どころは小池都知事のポケットマネーではなく、公金です。つまり税金です。もっとも、出どころが小池都知事の私費であるなら、完全に事前運動に当たります。しかも買収行為（公職選挙法 第 221 条 1 項違反）です。

公職選挙法 第 221 条（買収及び利害誘導罪）

次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 1 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。（以下略）

しかし「物価高騰対策」という体裁の良い「公務」として行っているのです、これを適用することは困難です。

言ってみれば、「合法的」な事前運動であり、買収行為です。悪知恵もここまでいけばプラチナ級です。前知事の舛添なんかより、ワルだくみにかけてははるかに頭が良い。カネはかからず、元手もいらぬ、実質的な選挙票買収行為です。公選法抜け道の帝王「レジェンド」、などと言って感心してはなりません。

公務員職権乱用罪

いっぽうで、小池都知事のやったことは公権力の濫用にあたる可能性もあります。

刑法第 193 条（公務員職権濫用）

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

しかし、こちら公金の支出と買収意図との因果関係を立証する必要があります。法廷内の闘いだけでは勝算はなく、批判的世論の盛り上がりや、メディアが大々的に取り上げるなどの国民的な批判が不可欠です。それを考えると、もし仮にこの件で告訴・告発したとしても前途は多難です。

裁定は選挙で

誰が見ても真っ黒と思えるようなことをしている者を、法によって摘発できないというのは不合理極まるものです。公職選挙法でも刑法でも裁けないとするならば、あとは都民による直接的な裁きしかありません。それが今度の都知事選のもう一つの意味です。

このプレゼントの対象（住民税の非課税世帯など）約 190 万世帯で、この取り組みにかかる費用は約 230 億円（東京都の発表）だそうです。物事の根本的な解決にはならず、一時的に生活困窮者を慰撫するに過ぎません。こんなバラマキ政策をやってもすぐに潮が引くように元の本阿弥です。票をカネで買うだけなら選挙期間だけ有効であればいいのでしょうか。しかし、もし本気で困窮者対策に取り組むなら、税制の抜本的な改革、賃金・年金の大幅値上げ、社会保障の充実こそやらねばなりません。基本的には国の責任でやるべきことながら、地方自治体でもそのためにできることはあります。こんな「政策」に 230 億円をまわすより、もっと緊急性があり、有効な政策（多摩地区の水問題や定時制高校充実など）にその金を回すことを小池都知事は考えなかったのだ

だれが何と言おうと、小池候補にだけは絶対に投票しないという信念が肝要です。

【追記】

裁判所に出す書面（この通信でも何度か報告した行政訴訟関係書面）を作るのに追われていて通信を出すのが



遅くなり、小池の当選が決まってしまいました。都民は小池都政の継続を望んだこととなります。小池なんかを信頼していたら、後足で砂をかけられることになる事を承知しているのでしょうか。

何年も前になるが、拉致被害者家族に対し心無い言葉をかけたこと（バック騒動）、阪神大震災の被災者に対する小池百合子の同様な仕打ち（マニキュア事件）は、まだ記憶に残っている人も多いと思います。（詳しく知りたい方はQRコード）

自分ファースト小池百合子



【本の紹介】

山本義隆『核燃料サイクルという迷宮』（みすず書房）

著者の前著に『リニア中央新幹線をめぐってー原発事故とコロナ・パンデミックから見直すー』（みすず書房）があります。リニア新幹線については、この本を手にする以前に関連する何冊かの書籍に目を通していました。そのすべてがリニア新幹線の問題点（自然保護・社会的必要性・避難時対応・効率性・電磁波問題・エネルギー問題等）を指摘するもので、ぼくには納得できる内容でしたから、改めて山本さんの著作を手にする必要性は特にありませんでした。それでもぼくがこの本を手にした理由は、かねてからこの問題に関して山本さんが発表していた文章（於「10・8 山崎博昭プロジェクト」）を読んでいたことと、もうひとつは（軽薄との自覚もあります）元東大共闘議長という「肩書」でした。

「軽薄」ついでに、リニア鉄道についてひとつ。リニアに乗ってみたいと思ったことがなかったかと問われれば、ぼくには否定することができません。しかしそれは、移動手段としての乗り物という意味ではなくて、遊園地の乗り物一例えばジェットコースターなどへの好奇心に見られるような、珍しいもの・新しいものへの興味本位の願望です。いわば子どもじみた欲望です。そのような子どもじみた願望や好奇心自体をぼくは恥だとは考えません。しかしそのような願望を抱いたときに、ジェットコースターとは比較するまでもないくらいリニア建設のためには莫大な費用と犠牲を伴うということまで考えが及ばなかった、そのことは恥とすべきでしょう。

話を戻します。山本さんのリニア本の特徴は、リニアについて問題点を指摘しつつも、コロナ感染症の蔓延＝パンデミックを契機とし、文明論的側面からもリニア中央新幹線建設を批判していることです。詳しく書くと長くなりますが、パンデミックという一大災厄を経て、私たちが未来に向けて獲得すべき社会観や価値観の変更、経済成長に対する問い直しと生活の変革などが、リニア批判の基底を成していることです。そしてこのことは『核燃料サイクルという迷宮』にも引き継がれています。

リニアにしても核発電にしても、国策として進める巨大プロジェクトがいったん開始されてしまったら、容易なことでは中止や変更にはなりません。（山本さんは「原発」・「原子力発電」とは言わず「核発電」と呼びます。そのほうが実態をよく表しているからだと思いますので、ここではなるべくそれに倣います。また、同じ言い方をする詩人・若松丈太郎さん（故人）がいることを付け加えておきます※）。

核発電に電関して言えば、これまでも多くの問題点（核被爆労働者の存在を前提にしていること、外部への放射性物質の放出が避けられないこと、福島の場合を見るまでもなく、いったん事故が起きてしまうと回復不能な世紀を超えた被害を与えるということ、軍事兵器＝核爆弾の応用でしかないこと、ウラン採掘から核発電施設建設・運用・廃棄に至るまで莫大な費用がかかること、使用済核燃料の処理も安全な保管方法も確立されていないこと、同じく核汚染物質の保管・廃棄に世代を超えて取り組まねばならないこと、自然環境に回復不能の損害を与えることなど）が指摘されてきました。「原発はトイレのないマンション」と言われるのも、使用済核燃料の最終的な処分地がないことを指したものです。

これに対し核発電推進側は、圧倒的な資金力と権力の庇護のもと、金の力で原発安全神話を振りまき、交付金のバラマキと強引な方法で建設が進められてきました。2011年の東京電力福島第一原発の事故後、いったん全原発が停止したものの、5年も経ずに再稼働が進み、GX（グリーントランスフォーメーション）など言う実態の乏しい旗振りによって核発電の更なる活性化が図られようとしています。

近代国家の成立後、3つの侵略戦争を経て帝国主義的な軍事強国となり、エネルギーをめぐる国家管理や科学技術をほしいままにしてきた日本が、敗戦とその後の「復興」を経て現代に至る過程で、衣をかぶって獲得した「核ナショナリズム」について、本著では次のように述べられています。

日本における核開発・原発推進の基底には、核ナショナリズムに導かれ裏打ちされた「潜在的核武装」とい

う政治路線が連綿として引き継がれていることを直視しなければならない。(143頁)

「核ナショナリズム」とは、戦後における岸信介・中曽根康弘を筆頭とする政治家によって維持され、現在までも継続している「潜在的核武装」という国家的な本音を、それ自体がペールでもある核発電によって保ち国家的な威信を維持継続させようとする企てです。しかし核発電の致命的な欠陥である核のゴミ(使用済核燃料)の最終処分ができていない。そのことを糊塗するため、核燃料サイクル(使用済核燃料の再処理技術)という未完の技術にしがみつ়くことによって核発電の命脈を保っている、故にこれを放棄することはできない。そのような「迷宮」の中にあるのが現在の日本であると著者は指摘します。

潜在的核武装可能となる原発をところ狭しと建設し、弾道ミサイルに切り替え可能なロケット技術を誇示し、「平和憲法」を持つ日本は核武装をすることはないと(本音とは正反対の)外交的表明をする国が、(中国や朝鮮民主主義人民共和国の核の脅威を言うことがいかに欺瞞的なことか。

これに対し著者は次のような方向性を提示しています。

結局のところ日本の核武装の疑惑を払拭する唯一の道、すなわち日本は将来的にも核武装に手を出すことはないという外国に向けての明瞭なメッセージの表明は、ドイツがやったように、脱原発を宣言し、原発依存から撤退することしかないのである。(154頁)

すでに結論は出ているというべきでしょう。日本は(というより世界は)、脱原発に向けて早急に舵を取るべきです。現存する原発は即座に停止し、廃炉に向けて着手しなければなりません。核発電をなくすということは、核兵器の開発も生産もやめるということです。

強者必勝と欲望を基調とする資本主義的な経済構造を見直し、大量生産・大量消費型社会からの脱却を図らねばなりません。政治的には中央集権国家から地方分権・自治型社会、基本的にはエネルギーを含めた地産地消への方向転換が必要です。

「最後に」として山本さんは次のような警告を発しています。

岸田政権の原発回帰の表明は、核武装に直結する核技術――人材と設備および核分裂物質――をあくまでも維持するという、日本の支配層と財閥系原発メーカーの一貫した強固な意志を表している。とくにこの間の岸田政権による日本国憲法に反する敵基地攻撃能力保持の提唱と、その独断的な進め方を見ると、核ナショナリズムの最終到達地点とも言うべき憲法改正と核武装に至る危険性を決して過小評価してはならないと私には思われる。

反核は反原発・反原爆を意味し、反原発運動は同時に反核武装の運動でなければならないであろう。(262頁)

※以下は、若山丈太郎『福島核災棄民一町がメルトダウンしてしまった』(コールサック社)より

「わたしは原発を〈核発電〉、原発事故を〈核災〉と言うことにしている。その理由は、おなじ核エネルギーなのにあたかも別物であるかのように〈原子力発電〉と称して人びとを偽っていることをあきらかにするため、〈核発電〉という表現をもちいて、〈核爆弾〉と〈核発電〉とは同根のものであると意識するためである。」「(広島で。〈核災地〉福島、から。)」



【サンホセの会】

これは第2の「チラシ配置拒否事件」である

—東大和市長、「平和市民のつどい」への大使招請、チラシ配置を断る—

今年度の東大和「平和市民のつどい」に関して、わたしたち「サンホセの会」と「東大和・戦災変電所を保存する会」では東大和市長に対し「お願い」と称する要望書を5月28日に提出しました。その内容は次のようなものです。

- 1、平和市民のつどいにコスタリカ大使を招請していただきたい。(「サンホセの会」として)
- 2、会場内に戦災変電所にまつわる活動をしている市民テントを設営し、パンフレットや書籍、活動の紹介ができるようにしてほしい。(両団体として)

7月9日、要望への回答を得るために中野志乃夫議員(保存する会)と市役所に行き、市長からの6月28日付回答文書を得たうえ、田口教育部長と岩野生涯学習課長と面談してきました。

市長回答と教育部長等との会談で確認した内容は次の通りです。

1、コスタリカ大使の招請はしない。

その理由：①市とコスタリカ共和国の交流の積み重ねがない、②地方自治体が一国の大使を招請することは警備・救護の体制上課題がある。

2、サンホセの会チラシは置かせない（昨年・一昨年は市のテントコーナーの一角に配置）。

その理由：当初予算に基づく事業計画執行中であること。

3、来年度以降については市民団体のテントを設営する。その進め方については時機を見て協力を呼びかける。

3については評価できるものの、その他はまったくお話になりません。

コスタリカ大使の招請に関して、市としての実績がないことを理由にしていますが、わたしたちサンホセの会は市の公民館登録団体です。変電所の資料やパネルをお借りして、大使館を訪問し、東大和市の平和市民のつどいの意義、戦災変電所を保存し続けていること意味と意義について、何度もコスタリカ大使にご説明してきました。

昨年の平和市民のつどいにメッセージを寄せてくださったのは、これまでの積み重ねの結果と言ってもいいでしょう。今年の春には大使ご自身が変電所を見学されています。そのことは教育長はじめ戦災変電所を管理している博物館にお伝えしています（市長は面談拒否）。平和に対する強い意識を大使が持たれているからこそ、東大和市まで来てくださったのです。

これらのことをすべて私的な交流であり、市が関知しないところとして「交流の積み重ねがない」と切り捨ててしまうことは、市にとっても大きな損失であることを自覚してもらいたいものです。完全に私的な交流と言えるかどうかはおくとしても、この実績を活用して変電所、さらには東大和市の価値を高めることを考えるのが市の代表者たる市長の本来なすべきことです。

警備や救護のことなど、理由にするのもおかしな話です。警察や消防など、しかるべきところに要請すれば済むことです。

チラシ配置については、2021年の東大和市立中央公民館長による「チラシ配置拒否事件」に匹敵するほどの不当な処置です。

来年度から市民団体も受け入れるのであれば、何故今年度についてサンホセの会チラシを置かせないのか、その根拠も定かではないばかりか、一歩前進した来年度の方針と全く矛盾するものです。そもそも岩野課長は去年担当としてサンホセの会のチラシを置くことを許可した張本人です。去年・一昨年の実績をなぜ遮断するのか、行政行為の一貫性を否定し、恣意的な行政運営を疑わせる極めて問題の多い対応です。

市民テント設営に関する否定的な理由も了解できるものではありません。予算上のこと、事業計画のことを言うが、そのために早め（5月28日）に「お願い」と称する要望書を提出したのです。テント一張りでもどれほどの予算が必要かはわかりませんが、改めて購入するわけではないでしょう。予算のことは理由になりません。

今号では紙幅がないので詳しくは書けませんが、次号で改めて詳しくお伝えします。

とりあえず、市長との面談を求める文書（面談がかなわなかった場合は公開質問状とする前提）を手渡す予定でいます。



続・逮捕されるべきは誰か

鹿児島県警で内部告発した警察官が逮捕・起訴されたという事件があり、前川喜平さんが東京新聞（2024年6月9日）の「本音のコラム」で批判していました。これを「逮捕されるべきは誰か」として、前の号（通信NO.43）に載せたばかりです。この件は新聞報道がありました。ところがまたしても同じような事件です。

7月8日東京新聞「本音のコラム」（大矢英代）航空自衛隊セクハラ訴訟の記事（次頁）です。自衛隊内のセクハラのもひどいが、セクハラを告発した自衛官が情報漏洩で検察に告訴された挙句、隊内処分を受けるということも本末転倒の事態です。内部告発者が守られなければ、その組織は腐敗するばかりです。

そもそもこのような事件が報道された記憶が（東京新聞に限ってだが）ありません。他の紙面ではどうだったのでしょうか。※

いずれにせよ看過できる事態ではありません。鹿児島島の事件の場合、国家公安委員長が会見で「警察職員の模範となるべき立場にあった者が逮捕されたことは誠に遺憾だ」と述べたとありました（「朝日新聞デジタル」6月7日）が、「遺憾」なのは、鹿児島県警本部長による警察官の別件事件の隠ぺい工作です。公安委員長がこれでは、防衛省方面も期待薄でしょう。

政権が腐りきっているからこんな事態が立て続けに起きる。内部は腐臭を放っているのに、国防意識をあおって軍備拡大ばかり図っている。そうすれば、政権維持が可能だとの考えからでしょう。残念ながら、そのような傾向が否定できないこの国の状況こそが、また危ういと言わざるを得ません。

※ネットで調べただけですが、岐阜放送「ぎふちゃん」・NHKWEB・Yahoo!ニュースの2024年3月25日には航空自衛隊セクハラ被害について掲載されていました。

航空自衛隊の現役女性自衛官が、隊内で受けたセクハラ被害について国の責任を問う裁判(第7回弁論)が、先月17日、東京地裁で行われた。一時帰国中だった私は傍聴席から原告を見守った。女性、2010年から3年間、先輩の男性自衛官から身体や性生活に関するセクハラ発言を繰り返して受けた。直属の上司をはじめ、自衛隊・防衛省のさまざまな相談窓口から河野克俊統幕長(当時)に至るまであらゆるところに被害を訴えた。しかし、隊長からは「加害者にも家庭がある」、セクハラ相談員からは「我慢するしかない」などと言われ、取り合われな

本音の コラム



自衛隊セクハラ訴訟

大矢 英代

た。最後は自力で闘うしかない、16年、加害者を被告とする民事訴訟を提起。ところが、裁判所にセクハラ証拠書類を提出したことで、情報漏洩の容疑で警務隊につき出され、検察送致。起訴猶予と隊内訓戒を受けた。被害者が処分されるというあまりに理不尽な話だ。それでも闘い続けるのは、後輩たちのためだと原告は語った。「自分より若い隊員に同じ目に遭ってほしくない」。今回の裁判で浮き彫りになったのは、隠蔽体質や被害者救済制度の機能不全など、自衛隊の組織的問題だ。「ハラスメント根絶」を謳いながら、本裁判で請求棄却を求めた防衛省の二枚舌も甚だしい。問題改善のために原告支援の輪が広がってほしい。(カリフォルニア州立大助教授)

2024.7.8

【追記】

この記事を書いた後2日後、7月10日には文芸評論家・斎藤美奈子さんが「本音のコラム」で次のような内容を伝えていました。斎藤元彦兵庫県知事のパワハラ疑惑に関して、これを告発した西播磨県民局長が死亡(自殺の疑い)したこと、また、鹿児島県警の犯罪隠ぺいを告発した前生活安全部長も、自宅の家宅捜査中自殺を図ったとの報道があったとのこと。内部告発を取り巻く異常な状況に警笛を鳴らしていました。

中1日を置いて、しかも同じコラムに、内部告発に関わる問題点を指摘する記事が掲載される特異さ。この国では内部告発の記事ではなくて、内部告発者自身が犠牲になることがニュースになる。嘆かわしいことだ。他国でも、はたしてこんな事がことがあるのだろうか。



【後記】

今回はたまたま「本音のコラム」の転載が2つになってしまった。「本音のコラム」には頼もしい執筆陣が多く、折に触れて転載させてもらっている。/「平和市民のつどい」への要望に対する東大和市の対応は、あきれてものが言えない。2度目の「チラシ配置拒否事件」ともいえるこの内容の問題点は、これを決定したのが現市長であるということだ。東大和市中央公民館長によるチラシ配置拒否事件の際、市議会で公民館運営の更なる適正化を約束する答弁をしていたのが現市長なのだ。その市長が今度は自ら配置拒否を行った。同じチラシは前2回「つどい」会場に置かせてもらっているし、教育委員会や戦災変電所、そこを管理する東大和市立郷土博物館に配置されている。これは違法性を疑うべき事態である。

サンホセの会のお知らせ 8月定例会

【日時】8月11日(日)午後1時30分~3時30分
【場所】東大和市立中央公民館
【部屋】202 学習室

- ◆オンライン参加を希望される方は、前日午後5時までに履本までにお申し出ください。
- ◆平和市民のつどい(8.17)との関係で第2週に設定しました。ご注意ください。

住民訴訟(東大和市弁護士成功報酬違法支出事件) 第2回口頭弁論

【日時】7月17日(水)午前11時
【場所】東京地方裁判所(地下鉄丸ノ内線霞ヶ関)
【法廷】522号法廷(5階)



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。